

令和元年5月 文教厚生委員会（所管事項説明）

令和元年5月22日（水）

〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時30分）

これより、保健福祉部・病院局関係の調査を行います。

この際、保健福祉部・病院局関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（説明資料）

【報告事項】

- 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」への対応について（資料1）

仁井谷保健福祉部長

保健福祉部関係の所管事務につきまして、お手元の文教厚生委員会説明資料に基づきまして、御説明させていただきます。

1 ページ及び2 ページ、保健福祉部の本年度の組織図でございます。

部付の職員あるいは副部長、次長などで外部に派遣している職員も大勢ございますが、事務方といたしましては、真ん中の保健福祉政策課から発達障がい者総合支援センターの7課、1校、3センター、それから2 ページ目でございますが、東部保健福祉局の1局を加えました体制でございます。兼務職員、併任職員、派遣職員を除きまして、323名となっております。

3 ページに参りまして、令和元年度歳入歳出予算の総括でございます。

まず一般会計でございますが、表の中、左端の列でございます、令和元年度当初予算額Aの欄でございますが、下の計欄を御覧いただきますと、全体で732億9,700万円余の予算となっております。

4 ページ目、特別会計でございます、国民健康保険事業特別会計及び地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の2会計を持っております。国民健康保険事業特別会計につきましては、724億9,000万円余、地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計4億4,500万円余の予算となっております。

5 ページでございます。

繰越明許費の状況でございます。前年度予算から今年度に繰越しをしたというものでございまして、2月定例会において、お認めいただいたものでございます。一般会計につきまして、5課で、合計11億1,200万円余となっております。

6 ページ目、債務負担行為の状況でございます。今年度から翌年度にかけて複数年でやっていく事業というものでございます。同じく、2月定例会でお認めいただいているも

のでございまして、令和2年度までの間、障がい福祉課の関係で限度額6,000万円を設定してございます。

7ページ目でございます。

地方債の状況でございまして、特別会計のうち地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計につきまして、4億4,500万円を限度での設定となっております。

8ページ以下、重点事業について記載をしてございます。

8ページから13ページまで、大項目で申しますと五つの柱で掲げてございます。

I、健康づくりの推進と医療提供体制の充実、10ページに二つ目の柱でございしますが、II、誰もが主役の地域共生社会の実現、11ページの下の所でございしますが、III、障がい者の自立と社会参加の促進、12ページの下の部分でございしますが、IV、医療費適正化に向けた取組の加速、13ページでございしますが、V、医療・福祉分野の災害対応力の強化、これら5本の柱を基にそれぞれの施策を位置付けまして、今年度進めてまいろうということでございます。

次ページ以下、各課の所管事業につきまして個別説明に記載しておりますので、順次説明させていただきます。

頭師保健福祉政策課長

保健福祉政策課長の頭師でございます。

保健福祉政策課所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の16ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございしますが、当課の組織といたしまして、人事等を担当する総務担当及び自殺予防対策や部内の総合調整を行う政策調整担当と、地域福祉の全般的な振興や戦没者遺族の援護等を担当する地域共生・援護担当の3担当となっており、職員総数は21名、うち1名は兼務、1名は派遣職員でございます。

各担当の事務分掌につきましては、17ページに記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

18ページをお願いいたします。

当課の令和元年度一般会計当初予算でございまして。

保健福祉政策課合計といたしましては、表の一番下の計の欄にありますように、総額24億3,924万6,000円となっております。

19ページをお願いいたします。

繰越明許費の状況でございまして。

さきの2月定例会におきまして、総合福祉センター運営費、保健所施設等整備事業費につきまして、計画に関する諸条件により、総額8,313万円の繰越額の御承認を頂いております。

20ページをお願いいたします。

当課の重点事業といたしまして、（1）地域共生社会の構築におきましては、イ、複雑多様化する福祉ニーズに包括的に対応できる体制の整備を促進するとともに、ロ、新たな徳島県自殺対策基本計画に基づき、自殺対策を総合的、計画的に展開してまいります。

（2）医療・福祉分野の災害対応力の強化におきましては、イ、医療・薬務・保健衛生・

介護福祉の4分野のコーディネーターを養成するとともに、ロ、要配慮者の安全・安心を確保するため、運営訓練等の実施や多職種連携によるネットワークを構築してまいります。

保健福祉政策課の説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

福寿国保・自立支援課長

国保・自立支援課長の福寿でございます。

国保・自立支援課所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の22ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございます。

当課の組織といたしまして、国民健康保険や後期高齢者医療関係の事務等を担当する国保運営・保険者支援担当、生活保護に関する事務等を担当する保護・自立支援担当の、2担当となっており、職員総数は15名、うち1名が兼務、2名が併任職員でございます。

各担当の事務分掌につきましては、23ページに記載をしておりますので、御参照いただければと存じます。

24ページをお願いいたします。

当課の令和元年度一般会計当初予算でございます。

国保・自立支援課合計といたしましては、表の一番下の計欄にありますように、総額263億9,570万8,000円となっております。

25ページをお願いいたします。

特別会計でございます。

国民健康保険事業特別会計合計といたしまして、表の一番下の計欄にありますように、総額724億9,071万2,000円となっております。

26ページをお願いいたします。

当課の重点事業でございます。

（1）国保財政の安定的な運営におきましては、イ、新たな国民健康保険制度の円滑な施行を進めるとともに、激変緩和措置を図るなど、安定的な財政運営に努めてまいります。

（2）地域共生社会の構築では、イ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、就労支援、家計改善支援に取り組むとともに、貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮家庭等の子供の学習支援を実施してまいります。

さらに、ロ、最後のセーフティネットとして、生活保護の実施により、最低限度の生活を保障するとともに、就労支援、就学支援等に取り組んでまいります。

国保・自立支援課の説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

岡医療政策課長

医療政策課長の岡でございます。

医療政策課所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございますが、当課の組織といたしましては、医師確保や地方独立行政法人徳島県鳴門病院等の事務を担当する地域医療・医師確保担当，医療法，医師法に関する事務や，医療機関への検査等の事務を担当する医事指導担当，看護師等の養成・確保等の事務を担当する看護担当がございます。

また，課内室として，広域医療室がございまして，広域医療や災害医療に関する事務等を担当しております。

職員総数は，へき地医療拠点病院の医師を含めまして，50名，うち1名が併任，8名が派遣職員となっております。

29ページが出羽島診療所でございます。

職員数は6名，全員が県立海部病院との併任となっております。

30，31ページに，当課の事務分掌を記載いたしておりますので，御参照いただければと存じます。

32ページをお願いいたします。

当課の令和元年度一般会計当初予算でございます。

医療政策課合計といたしましては，表の一番下の計の欄にありますように，総額143億333万9,000円となっております。

33ページをお願いいたします。

特別会計でございます。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計合計といたしまして，表の一番下の計欄にありますように，総額4億4,587万2,000円となっております。

34ページでございます。

繰越明許費の状況でございます。

さきの2月定例会におきまして，医療衛生費につきまして，計画に関する諸条件により，8,000万円の繰越額の御承認を頂いております。

35ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計において，4億4,500万円を限度として，事業の財源に県債を充てることとしております。

36ページをお願いいたします。

当課の重点事業でございます。

（1）地域医療構想の実現といたしまして，ロ，地域医療介護総合確保基金を活用し，病床機能の分化・連携，在宅医療の推進，医療従事者の養成確保を3本柱とした取組を実施し，効率的かつ質の高い医療提供体制と，地域包括ケアシステムの構築の総合的な推進を図ってまいります。また，ニ，深刻な医師不足に対応するため，地域医療を担う医師のキャリア形成支援や配置調整などを行う徳島県地域医療支援センターを運営し，総合的な医師確保対策を推進してまいります。

さらに，へ，救急医療体制の整備・充実や，ト，小児救急医療提供体制の確保に努めるとともに，チ，看護職員の養成確保及び資質の向上を図るため，県立総合看護学校等における養成の充実や県内定着促進を進め，へき地における看護職員確保や就業，復職支援

等、総合的な確保対策を推進してまいります。

（2）医療・福祉分野の災害対応力の強化といたしまして、イ、災害時情報共有システムを運用し、大規模災害時における医療提供体制を確保してまいります。

医療政策課の説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

小西保健福祉部副部長

総合看護学校長の小西でございます。

総合看護学校所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございます。

当校の組織といたしましては、総務事務を担当する総務担当、看護師等の養成を担当する教務担当がございます。

職員総数は16名、うち1名兼務となっております。

39ページに、当課の事務分掌を記載いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

総合看護学校の説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

戸川健康づくり課長

健康づくり課長の戸川でございます。

健康づくり課所管の事務事業につきまして御説明申し上げます。

42ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございますが、当課の組織といたしましては、健康づくりや生活習慣病対策等を担当する健康プロジェクト担当、母子保健や歯科口腔保健等を担当する母子・歯科口腔担当、精神保健等を担当するこころの健康担当の3担当と、課内室として、感染症・疾病対策室がございまして、感染症予防や難病対策に関する事務を担当しております。

職員総数は27名でございますが、うち1名が併任となっております。

43ページに、当課の事務分掌を記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

44ページをお願いいたします。

当課の令和元年度一般会計当初予算でございます。

健康づくり課合計といたしましては、表の一番下の計欄にありますように、総額56億6,994万4,000円となっております。

45ページをお願いいたします。

繰越明許費の状況でございます。

さきの2月定例会におきまして、障がい者地域生活支援費につきまして、計画に関する諸条件により、2,250万円の繰越額の御承認を頂いております。

46ページをお願いいたします。

当課の重点事業でございます。

（1）の健康寿命の延伸といたしまして、イ、県民総ぐるみによる、健康とくしま運動を実施するなど、健康寿命を延伸するために生活習慣病対策を総合的に推進するとともに、ハ、徳島県がん対策推進計画及び徳島県がん対策推進条例に基づき、県・保健医療関係者・県民がそれぞれの役割を果たしながら、一体となってがん対策の推進を図ってまいります。また、ホ、母子保健事業を推進し、不妊治療費の助成や、子どもの医療費助成を行うとともに、ト、感染症の予防対策や、チ、肝炎対策の総合的な推進を図ってまいります。さらに、リ、難病医療の提供体制を整備し、難病相談・支援センターの機能強化を図るとともに、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発に努めるほか、ヌ、災害発生時等の感染症、健康危機管理体制の整備を推進してまいります。

（2）の障がい者が安心して暮らせる地域社会の構築といたしまして、イ、精神障がいに関する正しい知識の普及や精神障がい者の地域生活への移行の推進を図るとともに、ロ、精神科救急医療体制の整備促進など、精神医療の充実に努めてまいります。

健康づくり課の説明は以上であります。

引き続き精神保健福祉センター所管の事務事業につきまして、私から御説明させていただきます。

48ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございますが、当センターの組織といたしましては、企画・自立支援を担当する企画・自立支援担当、相談、地域生活支援を担当する相談・地域支援担当がございます。

職員総数は8名となっております。

49ページに、当センターの事務分掌を記載いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

精神保健福祉センターの説明は以上であります。

よろしくをお願いいたします。

三宅薬務課長

薬務課長の三宅でございます。

薬務課所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

52ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございますが、当課の組織といたしまして、献血の推進や薬物乱用防止等を担当する血液・麻薬担当、薬事監視や医薬品の承認審査等を担当する薬事審査・監視担当の2担当となっており、職員総数は13名でございます。

各担当の事務分掌につきましては、53ページに記載をしておりますので、御参照いただければと存じます。

54ページが、当課の令和元年度一般会計当初予算でございます。

薬務課合計といたしましては、表の一番下の計欄にありますように、総額1億7,162万2,000円となっております。

55ページをお願いいたします。

当課の重点事業でございます。

（１）の薬務行政の適正な推進といたしまして、イ、県内で製造される医薬品等の品質の向上、安全性等の確保に努めるとともに、ハ、麻薬・覚醒剤等の薬物に関する正しい知識の普及や危険ドラッグの規制強化を図り、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めてまいります。

（２）の医療費適正化に向けた取組の加速では、後発医薬品の適正使用促進を図ってまいります。

（３）の医療・福祉分野の災害対応力の強化では、大規模災害時に必要な医薬品等の供給体制充実を図ってまいります。

薬務課の説明は以上であります。

よろしくお願いいたします。

重田長寿いきがい課長

長寿いきがい課長の重田でございます。

長寿いきがい課所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

58ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございますが、当課の組織といたしましては、要介護認定や介護支援専門員の養成等を担当する介護支援担当、居宅サービス事業所の指導等を担当する在宅サービス指導担当、老人福祉施設の運営指導等を担当する施設サービス指導担当の3担当と、課内室として、いきがい・活躍推進室がございまして、高齢者の生きがいと健康づくり等を担当するいきがい・とくしま回帰担当、介護予防と認知症に関する施策等を担当する地域包括ケア推進担当の2担当となっております。

職員総数は24名でございますが、うち2名が派遣となっております。

59ページに、当課の事務分掌を記載いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

60ページをお願いいたします。

当課の令和元年度一般会計当初予算でございます。

長寿いきがい課合計といたしましては、表の最下段の計欄にありますように、総額156億3,728万円となっております。

61ページをお願いいたします。

繰越明許費の状況でございますが、さきの2月定例会におきまして、老人福祉施設整備事業費につきまして、計画に関する諸条件により、7億3,912万円の繰越額の御承認を頂いております。

62ページをお願いいたします。

当課の重点事業でございます。

地域包括ケアシステムの深化といたしまして、イ、とくしま高齢者いきいきプランに基づき、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、総合的な高齢者福祉施策を推進することとし、ロ、認知症の方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、総合的な認知症対策を図ってまいります。

また、ハ、高齢者の生きがいづくりと介護現場の人材確保を図るため、介護助手制度の本格的な普及等を促進するほか、ヘ、介護保険制度を円滑に施行・運営するため、市町村

に対する介護給付費等負担金の交付や、市町村が行う低所得者の負担軽減措置に対し助成するとともに、ト、介護サービスの公平で適切な提供を図るため、要介護認定調査員、介護支援専門員等の人材の充実にも取り組んでまいります。

長寿いきがい課の説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

藤井障がい福祉課長

障がい福祉課長の藤井でございます。

障がい福祉課所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の64ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございますが、当課の組織といたしまして、徳島県障がい者施策基本計画や在宅支援に関する事務を担当する在宅サービス指導担当、障がい者施設の運営指導等を担当する施設サービス指導担当の2担当と、課内室として、障がい者活躍推進室がございまして障がい者の社会参加や、就労等への支援を担当しております。

職員総数は23名で、うち1名兼務、1名派遣となっております。

65ページに当課の各担当の事務分掌を記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

66ページをお願いいたします。

当課の令和元年度一般会計当初予算でございます。

障がい福祉課合計といたしましては、表の一番下の計欄にありますように、総額86億8,064万4,000円となっております。

67ページをお願いいたします。

繰越明許費の状況でございますが、さきの2月定例会におきまして、社会福祉施設整備事業費につきまして計画に関する諸条件により、1億8,750万円の繰越額の御承認を頂いております。

68ページをお願いいたします。

債務負担行為の状況でございます。

徳島県立障がい者交流プラザ自家発電設備改修工事請負契約について、6,000万円を限度に御承認いただいております。

69ページをお願いいたします。

当課の重点事業でございます。

（1）スポーツ・芸術文化を通じた障がい者の活躍推進におきましては、イ、東京パラリンピックの開催とその後を見据え、障がい者スポーツや芸術文化活動を通じた幅広い交流を促進してまいります。

（2）障がい者が安心して暮らせる地域社会の構築におきましては、ロ、徳島県障がい者施策基本計画に基づき、障がい者福祉施策を総合的、計画的に推進し、ハ、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みの構築を促進してまいります。

さらに、ヘ、令和元年度を初年度とする徳島県発達障がい者総合支援プランに基づき、関係機関の支援力向上を図り、切れ目のない支援体制の整備を推進してまいります。

障がい福祉課の説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

釣井保健福祉部次長

障がい者相談支援センターの釣井でございます。

障がい者相談支援センター所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の72ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございます。

当センターの組織といたしまして、身体障がい者の支援を担当する身体障がい担当、知的障がい者の支援等を担当する地域支援・知的障がい担当の2担当となっており、職員総数は20名、うち5名兼務、5名併任となっております。

73ページに当センターの各担当の事務分掌を記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

障がい者相談支援センターの説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

田尾保健福祉部次長

発達障がい者総合支援センターの田尾でございます。

発達障がい者総合支援センター所管の事務事業につきまして、御説明申し上げます。

委員会資料の76ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございますが、当センターの組織といたしまして、発達障がい者の就労支援等を担当する相談・就労支援担当、相談支援や地域の支援機能強化を担当する地域連携担当、西部地域において相談並びに就労の支援を担当する西部支援担当の3担当となっており、職員総数は13名、うち1名兼務となっております。

77ページに当センターの各担当の事務分掌を記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

発達障がい者総合支援センターの説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

頭師保健福祉政策課長

東部保健福祉局につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

80ページをお願いいたします。

組織図及び事務分掌でございます。

徳島庁舎には、局内の調整、福祉全般等を担当する地域福祉・こども家庭支援担当と、生活保護等を担当する生活福祉担当が第一担当から第三担当まで、合わせて4担当がございます。

81ページから82ページにかけてでございますが、局内に徳島保健所庁舎と吉野川保健所庁舎がございまして、徳島保健所庁舎には、医療企画担当、食品衛生担当、環境試験検査担当、健康増進担当、こころの健康担当及び疾病対策担当の6担当が、吉野川保健所庁舎には、医療企画担当、生活衛生担当及び健康増進担当の3担当がございます。

職員総数は127名で、うち9名が兼務となっております。

83ページから85ページにかけて、東部保健福祉局の事務分掌を記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

説明は以上であります。

仁井谷保健福祉部長

保健福祉部の所管事務の説明は以上でございます。

続きまして、1点御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」への対応についてでございます。

経緯の所でございますが、昨年7月及び8月に県議会及び本県から国に対しまして、旧優生保護法に基づく手術を受けた方の早期救済に向けた要望書を提出してございました。そうしたところ、4月24日に国のほうで旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律、いわゆる救済法が成立、施行されてございます。

救済法の主な概要でございますが、一時金の内容といたしまして、対象者は、手術を受けた本人で、法施行日において生存しておられる方、一時金の額は一律320万円、受給認定は厚生労働大臣において行うことが原則とされてございます。また、請求期限につきましては、法施行後5年間ということになってございます。

これを受けまして、本県の対応でございますが、法施行日の4月24日から直ちに支給の受付及び相談窓口を設置してございます。健康づくり課及び県内6保健所でございます。各窓口とも、相談に当たっては個室にて受付、相談をするということでプライバシーに配慮した形で行ってございます。

支給手続に関する周知啓発といたしましては、県の広報誌でございます県庁だよりやラジオ、県ホームページ、案内チラシ等による周知を行っておりますとともに、支給手続に関する説明会といたしまして、県内の福祉施設向けの説明会を5月13日に実施いたしております。その他、関係機関等との連携といたしまして、県医師会、市町村その他の関係機関に対しまして県の相談窓口の紹介などについて、協力を頂いているところでございます。

この件に関する報告は以上でございます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

勢井病院局長

それでは、病院局関係の所管事務につきまして、お手元の委員会説明資料によりまして、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

最初に、病院局の組織について御説明いたします。

本局組織といたしまして、総務課、経営改革課の2課でございます。

各県立病院として、中央病院、三好病院、海部病院がでございます。病院局職員の総数につきましては、併任職員を差し引いた、本年5月1日現在の実数でございますが、本局の職員総数20名、県立病院の職員総数1,010名となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

本年度の病院事業会計予算でございます。

収益的収入及び支出についてでございますが、ここには、病院事業の収益・費用を全て計上しておりまして、収入として、病院事業収益の合計は、一番上の行の、元年度当初予定額Aと書かれた欄のとおり、239億7,070万6,000円といたしております。

前年度と比較いたしますと、率にいたしまして3.1パーセントの増となっております。

3ページを御覧ください。

支出でございますが、病院事業費用の合計は、一番上の行の、元年度当初予定額Aの欄のとおり、244億4,042万円といたしております。前年度と比較いたしますと、率にいたしまして3.1パーセントの増となっております。

ただいま申し上げました収入から支出を差し引いた収支差は、マイナスの4億6,971万4,000円となります。これは、3病院の改築や先進医療器械の購入に伴い、減価償却費の増加や企業債利息の増加など新病院への投資に係る費用負担が続いているものや人事委員会勧告に基づく給料及び手当制度の改定に伴う給与費の増加などによるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてでございます。

これは、企業債の借入等により、病院の改築や医療器械の購入等を行う、いわば資金収支の性格を持つものでございまして、決算では、資産や負債など貸借対照表の科目の増減に反映されることとなります。

まず、資本的収入の合計は、一番上の行の、元年度当初予定額Aの欄のとおり、60億6,301万5,000円となっております。

5ページに移りまして、資本的支出の合計は、一番上の行の、元年度当初予定額Aの欄のとおり、71億1,321万1,000円となっております。

このうち、建設改良費中の病院増改築工事費につきましては、上から3段目でございますが2,055万円となっております。これは、三好病院の井水設備の整備に要する経費でございます。

また、その下の欄の資産購入費5億8,452万5,000円につきましては、医療器械等の資産取得に要する経費であります。

6ページをお開きください。

投資財源として借り入れる企業債の状況でございますが、これは病院の改築や医療器械の購入等に充当するもので、限度額5億4,900万円を予定しております。

重点事業についてでございますが、医療を取り巻く環境変化の中で、県立病院におきましては、医療の質の向上や経営財政基盤の強化に取り組んでおり、平成30年度には、県内医療の拠点である総合メディカルゾーンにおきまして、去る2月2日にメディカルストリートの開通、駐車場の共同利用など、エリアの一体化が実現いたしました。

また、県立3病院の総合情報システムの統一化を図り、医療情報の共有や業務の効率化・標準化などにも取り組んでまいりました。

今後におきましても、県立病院がその使命を果たしていくため、徳島県病院事業経営計画～安心医療・とくしまを支える新県立病院プラン～に基づき、県民に支えられた病院と

して、県民医療の最後のとりでとなるとの基本理念を実現するための諸施策を、着実に推進してまいりたいと考えております。

まず第1は、医療機能の強化・向上についてでございます。

中央病院におきましては、本県医療の中核拠点としての役割を担うとともに、総合メディカルゾーン本部として、エリアが統一されました徳島大学病院等との連携を進め、総合メディカルゾーンの機能強化に取り組んでまいります。

続きまして、7ページを御覧ください。

次に、三好病院におきましては、四国中央部の中核拠点としてフルセットのがん医療を提供してまいります。

また、地域医療支援病院として、地域完結型の医療体制の構築に貢献するとともに、災害拠点病院としての更なる機能強化を図ってまいります。

次に、海部病院におきましては、先端災害医療の拠点として、機能の充実・強化を図るとともに、地域医療を担う総合診療医の育成や公的医療機関との連携による海部・那賀モデルの推進等に取り組んでまいります。

さらに、医療の質の向上と地域完結型医療の提供体制を構築するため、県立3病院の総合情報システムや地域連携システムを活用し、医療情報の連携を更に強化してまいります。

第2は、医療人材の確保と育成の推進についてでございます。

医師の地域偏在、診療科偏在が全国的な問題となる中、本県医療人材の確保・育成は、喫緊の課題であります。このため、県立病院が、臨床研修病院として研修環境の充実を図るとともに、今後、地域の医療現場に輩出され、本県の地域医療を担うこととなる地域枠医師や若手医師の受入体制、また教育環境の充実に取り組むとともに、高度・専門化する医療に対応した認定看護師などの育成にも計画的に取り組んでまいります。

さらに、県立病院における働き方改革を推進するため、総務事務システムを導入し、病院現場における適正な労務管理と事務職員の負担軽減を図ってまいります。

第3は、経営財政基盤の強化でございます。

県立病院が、県下の拠点病院として、その役割をしっかりと果たしていくためには、その経営基盤の強化が不可欠であります。

こうしたことから、診療報酬制度への迅速・的確な対応を図り、収入確保の強化に取り組むとともに、経費削減の強化と効率化を推進してまいります。

以上が、重点事業でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

課・病院別説明についてでございますが、まず、総務課ですが、病院局の総合調整等を担当する政策調整担当と、人事等の業務を担当する職員担当の2担当で、職員数は10名となっております。

次に、9ページを御覧ください。

経営改革課ですが、病院局の予算、決算等を担当する予算企画担当と、病院事業の経営戦略を担当する経営戦略担当の2担当があり、課の職員数は9名となっております。

最後に、各県立病院につきましては、組織図を掲載いたしておりますが、10ページから18ページにかけては中央病院、19ページから22ページにかけては三好病院、23

ページから24ページにかけましては海部病院の状況となっており、職員数は、中央病院が673名、三好病院が242名、海部病院が95名となっております。

以上をもちまして、病院局関係の所管事務の説明を終わらせていただきます。

なお、病院局関係の報告事項はございません。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

梶原委員

1点だけ教えていただきたいのですが、医療機関のBCPの策定を推進するとありますけれども、これはこういった規模の医療機関が対象になるのでしょうか。

井上広域医療室長

医療機関のBCPの策定に向けての関係の御質問でございます。ただいま、本県におきましてはBCPの策定を進めておりまして、平成29年2月時点の調査によりますと、県内全ての病院のうち20の病院におきまして、BCPの策定が終了しているところでございます。

30の病院につきましては、策定に向けて作業中ということでございまして、その取組が進んでいるところでございます。

また、災害に関しては、災害拠点病院が基幹として機能するわけですが、11か所ある全て災害拠点病院においてBCPが策定済みというところでございます。

大規模災害時におきましては、早期に医療機関の機能を回復し、中長期的にも効果的な医療を提供していくために、あらかじめBCPを策定しておくことが非常に重要でございます。そのため、県におきましては医療機関BCPの策定研修会を実施しておりまして、医療機関にBCPの理解を深めていただくとともに、策定方法についても習得していただくよう努めているところでございます。

今後も、継続的に研修を実施いたしまして、多数の医療関係者に受講していただくことで、早期のBCP策定を促してまいりたいと考えております。

梶原委員

今、20か所が終わって30か所が取組中ということですが、この30か所についてはいつぐらいをめどに策定できるように取組を進めていますか。

井上広域医療室長

BCPの策定につきましては、それぞれの医療機関で、ただいま取組を進めております。特に期限を切っているわけではございませんが、災害拠点病院以外にも災害医療支援病院ですとか救急告示医療機関のBCPの策定は、非常に重要になってまいりますので、

早期に策定できるよう、県といたしましても支援してまいりたいと考えております。

西沢委員

いつも気になっているんですけども、県立3病院といっても地方独立行政法人徳島県鳴門病院含めて4病院ありますよね。この連携はどうなっているのですか。県立3病院はかなり連携を密にするような形ですけども、徳島県鳴門病院の扱いは今後どうなるのですか。

岡医療政策課長

西沢委員より地方独立行政法人徳島県鳴門病院と県立3病院との連携について御質問がございました。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の運営においては、救急医療や災害医療などの政策医療の強化に努めるとともに、総合メディカルゾーンを核として県立3病院との連携を図り、本県の医療提供体制を一層強固なものにしていくべきと考えております。

加えて、連携強化によるスケールメリットを生かした仕組みを構築し、業務運営の効率化につなげていく必要があるところでございます。このことから知事部局に非常勤特別職の病院調整監を設置しており、県関係4病院の連携強化及び医療提供体制の充実強化を総合的に推進しているところでございます。

こうした中で、病院局で4半期ごとに年4回実施しております病院局経営戦略会議に病院調整監を兼任している徳島県鳴門病院の理事長や病院長が出席するなど連携体制の強化を図るとともに、担当者レベルでもワーキンググループを設置し、経営状況や利用状況など情報共有をはじめ、行事の共同開催、医療事務の連携体制等の連携協力方法を検討しているところでございます。

今後とも、病院局や県立3病院の協力を得ながら、県関係4病院の連携強化に努めていきたいと考えているところでございます。

西沢委員

県立3病院では、医療の各患者さんの状況などをネットによる連携をちゃんと取っていますよね。データを相互的に送って、徳島県鳴門病院はそれに入っているのですか。そういう連携はやっているのですか。

岡医療政策課長

現在、カルテ等の共有がされているかは、ちょっと把握しておりませんので、後ほどまた御報告させていただければと思います。

鎌村保健福祉部副部長

ただいま、西沢委員より3県立病院と地方独立行政法人徳島県鳴門病院との連携ということで、特に電子カルテの連携についての御質問かと思えます。

電子カルテ等の連携につきましては、県立病院は同一の県が管理する県立病院というふうなことで、電子カルテも直接連携をさせていただいているところであります。地方独立行

政法人徳島県鳴門病院につきましては、地方独立行政法人ということで別ということになっておりますので、直接の連携等はできていないところでありますけれども、今の阿波あいネット等、そういった電子カルテのネットワーク、参照等も含めて、そういうところを今、大学病院ほか含め、県内の医療機関、医師会等とも連携しながら進めているところでございます。今後そういったところで連携、ネットワークというふうなところで進めて、開業医の先生方とも連携を進めていきたいと考えているところでございます。

西沢委員

元々、できたいきさつはいろいろあるのでしょうかけれども、県の関係になったということで、県立3病院というのが、私から見たら4病院体制だと思うのです。そういう流れ、電子カルテの共有化みたいなものもかなり遅れているみたいだし、先生の交流とか給与の面とか差はあるのですか。また、人事交流などしているのでしょうか。

岡医療政策課長

ただいま、人事交流について御質問がございました。

県立病院との人的交流を進めるため、平成28年度から事務職員の相互派遣交流を開始しております。平成29年度につきましては、医療技術職員、理学療法士の相互派遣交流をしておるところでございますが、委員から御指摘のありました医師については、まだ派遣の交流は行っていないところでございます。

給与面につきましては、先ほど副部長のほうから申し上げましたとおり、できた時の経緯が違ふということもございまして、やはり給与面での待遇に差があるところと承知しております。

西沢委員

一番のネックは給与面でかなり差があるから人事交流をしにくい、特に医者の場合ね。でもこれをやっぱり埋めていく、縮めていく努力をしなければいけないのではないかな。

もう、地方独立行政法人徳島県鳴門病院が県の関係になって何年になるかな、もうちょっとでも回っていつてるのかなと思ったんですけど、そうではないんですか。レベルを合わせるようにしていつているんですか。それがなかったら交流もできにくいですよ。

岡医療政策課長

御指摘いただきましたように、今までの給与制度等ができてきた環境が違ふこともあって、なかなか医師の交流というところまでは至っていないところですが、まずは事務職員と専門職ということでやっておりますので、引き続き検討させていただければと思います。

阿宮総務課長

ただいま、西沢委員から地方独立行政法人徳島県鳴門病院と県立3病院の連携といった

ことを強化するようといった御指摘だったかと思えます。

病院局といたしましては、局長からの説明にもございましたとおり、徳島県病院事業経営計画といったものを作成しておるところでございまして、そちらの中の経営基盤の強化策の一つの柱といたしまして、グループ力の強化に向けた取組といったところに位置付けておるものでございます。

こうした中では、県立3病院の経営資源の一体的な活用、この中に先ほど鎌村副部長からございました電子カルテの統一ですとか、そうした効率的な運用ということも進めておるところでございまして、なお、徳島大学病院、地方独立行政法人徳島県鳴門病院との連携によるグループ力の強化に取り組みまして、一体的な医療提供体制の構築を目指すといったところを計画にも位置付けておるものでございます。

これも岡医療政策課長からございましたとおり、医師の交流等々につきましましては、組織の違い等であり路もあるところですが、効率的な運用それからグループ力の強化といった側面から、しっかりと努力を進めてまいりたいと考えておりますので御理解のほどお願いいたします。

西沢委員

今の世の中は、とにかく県立3病院という枠ではなくて、いろんな病院でも一体化している。電子カルテでもそうでしょ、県だからというのじゃなくて、県境を越えていろんなやり取りをするというところまできているじゃないですか。医薬品も共同購入するとか、いろいろな連携がある中で、いつまでも鳴門は鳴門だ、3病院は3病院だというようなのではなくて、両方が歩み寄るようなことをしなかったら、最終的に4病院体制の強化というのは、なかなか程遠いかなと思えます。

すぐには、なかなかできないと分かりますけども、その方向に向いてなかったらいけないのかなと思えます。今、聞いていたら、その方向がちょっとまだよく見えてこないというような感じを受けたので、是非、そういう四つが一つになるんだというようなことに向けての取組を願いたいと思えます。

大塚副委員長

2点ほどございます。まず1点が、健康づくり課の重点事業の中の46ページの（1）健康寿命の延伸の口の所です。糖尿病について徳島の医師会の中で、この糖尿病の、罹病率とか糖尿病の死亡率について関わってきたんです。一度いい状態もあったんですけども、今、ワースト1位ということで、何が原因なのかなといろいろ考えてきた中で、やはり一番きちんと分かるのが運動習慣だと思うんです。

それで、一人一人の運動習慣をどう付けていくかということで、都会なんかは自然な運動習慣ができるんです。これは公共交通機関が非常に発達してるので、そこに対するアクセスで自然に歩くと。生活の中でそういうことができるんですけども、徳島ではそれができない。そういう中で、やはり運動習慣を付けるのに、行政の立場で何か一つあるんではないかなということ常々考えます。何かそれについての具体的な方策がありましたらと思ひましてお願いいたします。

戸川健康づくり課長

ただいま、大塚副委員長から糖尿病に関する運動面での取組について、御質問いただいております。

副委員長がおっしゃるとおり、やはり糖尿病は、食習慣とともに、運動不足というのは非常に関連しているのではないかというふうに我々も認識しているところでございます。これまでも運動につきましては、阿波踊り体操だとか、ウォーキングの勧めだとか、それからプラス1,000歩を歩こうだとか、そういった取組を進めてきたところでございます。

昨年7月から県庁内にまずウォークビズというのを始めまして、職域内での運動不足、働き盛り世代が運動不足ということも感じておるところでございます。まずは県職員から勤務場所の中でも運動できる状況を作るということで、革靴からスニーカーに履き替えて通勤、就労ということを心掛けているところでございます。

今年1月からは、それを全県下的に広めていこうということで、キックオフイベントを実施いたしまして、各県内企業の皆様にウォークビズという取組の周知を、今、図っているところでございます。健康経営という面からも、このウォークビズの浸透につきまして、これからも図っていきたいと考えております。

大塚副委員長

ありがとうございます。県庁内にもエレベーターがありますが、何階ぐらいまではエレベーターを使わずに歩くというふうな習慣付けなんかはやられているんですか。

戸川健康づくり課長

庁内とかそれぞれの企業におけるエレベーターは何階までということにつきましては、それぞれの所属においての取組ということで決めたものはございません。県庁内で我々が各所属から聞いておるところによりますと、各所属の階から2階、3階ぐらい離れた場所については歩こうと。それ以上の所はエレベーターを使うということもあるんでしょうけども、何階以上というところは設けておりませんが、まずできるところからというところできているところでございます。

大塚副委員長

ありがとうございます。やはり県の職員、議会内でも私もできるだけ議員の皆さん方にもお勧めしていきたいと思い、そういう習慣付けをするということが県内の皆さん方にも広がる大元になると思いますので、一緒になって頑張っていきたいと思います。

もう1点だけ、長寿いきがい課のことなんですけども、62ページなんですけど、重点事業の（1）地域包括ケアシステムの深化のハの部分です。今、介護の現場でやはり介護に関わる人たちの人的なパワーが減っているということで、介護助手ということを書かれているんですけど、具体的には、例えば制度上の身分とか給与的なものとか、そういった具体的なことというのを、分かる範囲でお願いしたいです。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、大塚副委員長より介護助手のことについての御質問を頂きました。

この事業につきましては、介護の周辺業務について担っていただくということで実施しているところをごさいます。給与等の点については時給850円で展開させていただいているところをごさいます。そうした事業を取り組む施設等に手を挙げていただきまして、モデル事業として取り組んでいるところをごさいます。このモデル事業の期間といたしましては3か月としておりまして、この期間につきましては、人員基準規定外というようなことでの取組になってごさいます。

大塚副委員長

やはりいろんな方策で介護に関わる人を増やしていかないと介護現場というのは、本当に、介護の人的な部分で駄目になってしまうので。

これからも考えていっていただきたい点は、やっぱり健康なお年寄りには意外といらっしやるんです、地方にもいます。そういう人たちに、やはり介護現場の介護の部分に入っただけのように、これはお金を払うというのではなく、例えばそういうのやってくれた方に、あるポイントを出しまして、それを今度、自分がそういった立場になったときに使っていただく。そういうことを考えながら将来の介護の人的な確保、これも総合的に本当にやっていただきたい。これも一緒になってやっていきたいと思っておりますので、これはよろしく願いいたします。

西沢委員

ちょっと教えてください。今、障がい者をいろいろ雇うことのほうが重要視、重点になっていますけれども、給与体制というのはどういうふうになっているんですか。例えば県がやったら給与体制はどうなっているのか。障がい者の方の給与は健常者と一緒ですか。

藤井障がい福祉課長

例えば、施設運営で社会福祉法人ですとか、あるいは、その他NPO法人とか様々な事業所が行っておりまして、報酬につきましては、それぞれ国のほうに定めた報酬基準というか施設のサービス基準に基づきまして、それぞれの各施設のほうで報酬として支払っているという状況とお聞きしております。

西沢委員

公的とか公的に近い機関だったら多分それでやらないかんといいうふうな範囲になるでしょうけれども、一般の企業なんかでも雇うパーセントがありますね、今、2.5パーセントありますよね。雇った場合の給与体制というのは最低賃金法ですか。ちょっと分からなかったです。

藤井障がい福祉課長

委員の御質問についてすぐにお答えできるデータがないので、また改めて御報告させていただきたいと思っております。

西沢委員

今、雇うほうに一生懸命になっていますけど、賃金体制というのは一企業にとってみたら、それでもうけていけないから、その兼ね合いも当然あります。健常者の場合は最低賃金法で業種別にありますよね。そこのあたりはどうなっているのかなというのは、私も確認不足だけど、そこらあたりも含めて、ちゃんとせんかったら雇う側もなかなか雇えない、怒られても雇えないというようなことになりますので、どうなのかなと思います。また後で教えてください。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。

次に、委員会視察についてであります。

県内視察については、前期視察を9月定例会までに、後期視察を9月定例会終了後、2月定例会までに、県外視察については、6月定例会閉会后、議会運営委員会の県外視察終了後に実施することとし、日程や調査すべきテーマ、視察箇所等につきましては、皆様の御提案も頂き、私のほうで案を作り、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時33分）